２　法第九条第九項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項第二号から第六号まで、第八号及び第八号の二に掲げる事業（同条第一項第三号並びに第二項第二号、第四号、第八号及び第八号の二に掲げる事業にあっては前項第四号及び第五号に掲げる法人に利用させる場合を除き、同条第二項第四号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同条第一項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

（森林組合連合会の員外利用制限の特例）

第百六条　法第百一条第八項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、第一条第一項第一号から第四号までに掲げる法人とする。

２　法第百一条第八項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第一号の二、第一号の三、第四号から第八号まで、第十号及び第十号の二に掲げる事業（同条第一項第一号の三、第四号、第六号、第十号及び第十号の二に掲げる事業にあっては第一条第一項第四号に掲げる法人に利用させる場合を除き、法第百一条第一項第六号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の森林法施行規則第十四条第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる伐採について適用し、施行日前にされた伐採については、なお従前の例による。

（共有者不確知森林に係る公告に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の森林法施行規則第二十九条の五の規定は、施行日以後に森林法第十条の十二の二第一項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告について適用し、施行日前に同項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告については、なお従前の例による。

（森林組合の事業に係る員外利用制限の特例に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の森林組合法施行規則第一条第一項第四号及び第五号並びに同条第二項の規定は、森林組合が施行日以後に開始する事業年度においてその事業を利用させる場合について適用し、森林組合が施行日前に開始した事業年度においてその事業を利用させる場合については、なお従前の例による。

（森林組合連合会の事業に係る員外利用制限の特例に関する経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の森林組合法施行規則第百六条第一項及び第二項の規定は、森林組合連合会が施行日以後に開始する事業年度においてその事業を利用させる場合について適用し、森林組合連合会が施行日前に開始した事業年度においてその事業を利用させる場合については、なお従前の例による。

法規的告示

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省、告示第十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十七第七項第二号への規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高